

## 所得税法第56条の廃止を求める意見書

経済の担い手として本県経済の発展に貢献している小規模企業者は、家族従業者の支えによるところが非常に大きいですが、その労働対価は、所得税法第56条の規定により、必要経費に算入しないこととされている。

一方、同法第57条では、事業に専従する家族従業者の労働対価は、青色申告を行うことにより必要経費への算入が認められるが、いわゆる白色申告では、事業主の所得からの控除額として、配偶者の場合で86万円、その他の親族の場合は50万円が認められているだけである。

しかしながら、ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国においては、家族従業者の労働対価は、一定の要件の下で必要経費として認めており、現在の日本の所得税法上の取扱いは、家族従業者の労働が適正に評価されているとは言いがたく、かねてより、その問題点が指摘されていることから、申告形式にとられない労働実態に応じた税制にすべきである。

よって、国におかれては、家族従業者の労働が適正に評価されるよう、所得税法第56条を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
内閣官房長官	菅義偉殿